

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：福米保育園	種別：認可保育所		
代表者氏名：阿部 典子	定員（利用人数）：120名（136名）		
所在地：鳥取県米子市西福原8丁目2番10号			
TEL：(0859)33-1604	ホームページ： http://yonago-fukushikai.net/		
【施設の概要】			
開設年月日：昭和49（1974）年4月1日 開設 平成25（2013）年12月 園舎全面改修 平成26（2014）年1月 乳児保育事業開始			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 米子福社会			
職員数	常勤職員：	23名	非常勤職員 10名
職員数 専門職員	園長	1名	保育士 6名
	園長補佐（保育士）	2名	保育補助（兼務：清掃） 1名
	保育士	14名	調理員 3名
	看護師	1名	
	調理師	4名	
	保育支援員	1名	
施設・設備の概要	（居室数）		（設備等）
	保育室	5室	遊戯室 1室
	乳児室	1室	芝生化園庭 1面
	調乳室	1室	プール 1ヶ所
	沐浴室	1室	読書コーナー 1ヶ所
	冷暖房（空調）完備		職員室（兼：相談室/医務室） 1室
			調理室 1室

③ 理念・基本方針

保育理念

笑顔に出会える保育園 保護者と地域とともに

～心身共に豊かでたくましく生きる子どもを育む～

一人ひとりの子どもたちをまるごと受けとめ、安定して生活できる、ぬくもりのある保育園づくりをめざします。

基本方針

- ・家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に養護と教育を一体的に行う。
- ・子どもが健康で安全な生活ができる環境をつくることにより、情緒の安定を図り、自己を十分に発揮し、健全な心身の発達を図る。
- ・地域の子育て支援の拠点として、社会的役割を担う。
- ・研修参加や自己研鑽に努め、専門職としての役割を果たす。

保育目標（福米保育園）

- ・未来をたくましく生きる力の基礎を身につくよう、子どもたちのことを第一に考え保育を行います。
- ・きめこまかい愛情で子どもたちに寄り添い、一人ひとりの個性を大切にし、子どもたちの可能性を広げるよう、保護者、地域と連携し、協力を得ながら保育を行います。
- ・養護と教育の一体保育を行い、年間計画を基に様々な体験を通して自然や物事に対する関心、体を動かすことの喜びなど、伸びやかで、豊かな心や考える力を育みます。
- ・子どもたちの健康と安全を保障し、安心して生活できる快適な環境づくりに努めます。
- ・子どもの人権に配慮し、命の尊さや自分を大切にすること、人を大切にすること、感謝の気持ちをもつことなど、ともに生きる心を育てます。
- ・食育を通して、からだづくりの基本である食への関心を養います。

めざす子ども像

- ・基本的な生活習慣を身に付けた子ども
- ・健康でしなやかな身体をもった子ども
- ・豊かな感性をもち、自分で考え表現できる子ども
- ・思いを伝え合い、互いに認め合える子ども
- ・命の尊さに気づき、大切にできる子ども
- ・自分の仲間を大切にし、協力し合う子ども

④ 施設の特徴的な取組

社会福祉法人米子福祉会の10園の中の1園として、1974年（昭和47年）に認可され、保育サービスの施設運営が実施されています。

法人の経営理念及び保育理念に基づいた園独自の基本方針、保育目標を掲げ、「めざす子ども像」等、子どもが未来をたくましく生きる力の基礎を身に付けるための基本的な生活習慣の習得に加え、保育指針（2018年4月）に基づき、新たな「養護と教育の一体保育」の実践に向けた保育の見える化（ドキュメンテーション）と合わせた取組みに法人10園で積極的に取組まれています。

平成25年12月に改築された鉄筋造りの2階建ての新園舎は、木の香りで癒される園舎となっており、玄関のバリアフリー、多目的トイレを備え、室内、廊下は、太陽の光や風が通り抜ける温かみを感じられます。

子どもたちは、リトミック、絵本読み、異年齢交流、だくちる絵本読み聞かせの会等の

養育や緑の芝生化された園庭で、子どもたちが「おにごっこ」「かけっこ」等のびのびと身体を動かすことができる環境整備が行われています。

地域の公民館等との交流（公民館祭、子育てサークル等）及び地域と連携した地域の子どもたちの育成に関する学校評議員（福米西小学校）及び福米中学校区における園長校長連絡会が発足し、養育に関する案件、学期ごとに情報交換、幼保小学校の養育・教育の役割・機能を認識した養育のアプローチカリキュラム作成等へ積極的に活動参加されています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和1年10月15日（契約日）～ 令和2年3月3日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成26年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

◎保育理念及び保育方針に基づいた事業計画目標が策定され、全体的な計画に沿った指導計画がクラス単位に作成されています。

月・週案の振り返りを行いながら、評価・見直しが実施され、職員間の連携を取りながら保育の質の向上を目指した取り組みが行われています。

◎法人本部が中心となり運営方針を定め、経営分析・実施状況を把握し、課題に対しての改善策を10園の検討員会で検討されています。

定期的な各種マニュアルの改善・見直しも行われています。

法人全体で、第三者評価項目の全てに対するレベル向上が図られています。

◎子ども・子育て支援新制度や新保育指針の施行以来、法人10園全体での試行錯誤による「養護と教育の一体保育」方針の「教育」が体系的に整理され、「10の姿」の養育内容・行事等を玄関ボード（写真・絵・記録等）に掲出して、保護者説明が行われています。

特に、保育の見える化（ドキュメンテーション）の取り組みが前進しておられます。

◎地域活動、交流事業として公民館祭、地区運動会等への参加、小学校との連携（アプローチプログラム作成による養育）及び就学前のオープンスクール（福米西小学校、福米東小学校）が行われ、子ども・保護者の小学校入学への見通しが持てる取り組み等が行われています。

◎基本的な生活習慣の習得は、食育指導と連動させ、食事のマナーや地域食材を活かした美味しく楽しく食事を行うことの大切さや伝統食や季節料理等を取り入れた取り組みが行われています。

◇改善を求められる点

◎業務効率化の推進に向けたICT化が、昨年度から本格的導入されました。

日々の事務作業等の効率化による職場環境の整備や登降園システム、保護者連絡システム「まちコミメール」等、保護者にとっても便利な機能となる取組みの推進に期待致します。

◎これまで法人の検討委員会で幾度と検討を積み重ねて、取組みがスタートした新保育指針に示される「子どもの養育の中で育む（3つの柱）」、「発達過程のねらい（5領域）」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい目安としての（10の姿）」の養育プログラム等の作成による保護者への共有による理解と納得が重要です。

特に、幼児期の基本的な生活習慣の習得から小学校への就学までの養育（10の姿）に関する保護者に対する保育の見える化（ドキュメンテーション）と連動した取組みが、保護者に理解・協力を頂くためにも更なる充実を目指されることに期待します。

保護者役員会、保護者会総会や保育参観日等での十分な理解（保育園の役割と家庭での役割等）を賜り、当園での新たな「養護と教育の一体保育」の更なる促進に向けた取組みに期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

利用者アンケートでは、これまで力を入れて取り組んできたことに対する評価をある程度いただいたのではないかと感じました。反応が返ってきたことで、これからの取り組みへのモチベーションが上がりました。

業務改善については課題が残りますが、保育士の事務負担を可能な限り軽減し、けれども削れない重要な部分はしっかり充実させていくことに方向性を定めていかなければならないと感じています。

保育内容の保護者との共有化については、工夫改善をし、わかりやすく伝わりやすい見える化を今後も進めていきたいと思えます。これからも子どもも大人も笑顔になれる保育園を目指して努力していきたいです。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>米子福祉会の理念・方針に基づいた、園としての保育目標、保育方針による目指す養育と教育の一体保育方針が明文化され、園内にも掲示されています。</p> <p>職員に対しては、年度始めの全体職員会議時に、事業計画の説明と合わせ周知されています。</p> <p>社会的責任及び人権擁護等の法令遵守等を踏まえた事業推進に向け、理念・基本方針に込められた思いや行動規範や職責に対する責任感や向上心を持ち専門的な知識・技術力を高め職員相互間の連携に基づいた養護と教育の一体的な保育運営に向けた意識の共有が図られています。</p> <p>保護者に対しては、入所説明会、保護者総会等で保育目標・行事計画等のねらいの資料を作成し、保護者に対する理解を深める説明が行われています。</p> <p>地域に対しては、ホームページ、パンフレット、園だより等を通して広く周知が図られています。</p> <p>また、公民館や校区小・中学校へ園だよりの配布による園の保育に対する理解を頂く取組みが行われています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>各種研修会等を通じ国・県の動向を把握するとともに、米子市と連携し米子市の全体状況・地域の状況の把握が行なわれています。</p> <p>保育事業を取り巻く環境変化及び経営状況(利用人数、稼働率の把握、コスト削減等)が把握・分析され、事業の実績・課題等について、法人本部会議及び園長会議で共有が図られ、改善対策や新たな施策等を事業推進に反映する等の取組みが行われています。</p> <p>事業を取り巻く環境及び経営状況は、園長より職員会議等で職員全体への周知・説明が行われ、職員の一人ひとりが事業の進捗及び動向を共有する取組みが実施されています。</p> <p>法人本部と連携し、地域の各種データに基づき、潜在的な利用者ニーズ等の収集等による地域事情を勘案した保育サービス運営（産休明け保育等）も取組まれています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>園の現状については、職員会で職員からあげられた課題を園長会にあげ、法人本部と共有分析し、具体的な課題や問題点を法人全体のものとなるようにされています</p> <p>経営状況や改善すべき課題については、法人本部と連携をとりながら、園長会で分析検討を行っています。い分る析をもとに理事会評議会で経営状況や改善すべき課題を共有されています。</p> <p>職員には園長会報告を行い経営状況や改善すべき課題を周知されています。</p> <p>当園の課題として、配慮を必要とする子どもの増加を踏まえ、職員の研修の充実（障がい児研修、キャリアアップ研修等）及び保育利用時間等の分析による早朝から延長時間までの職員体制の適正な見直し等の取組が行われています。</p> <p>また、ICT化の導入後の改善・見直し等、文書管理、記録作業等の効率化の取組が進展しておられます。</p> <p>情報化の推進には、ICTの利用や操作習得の徹底による効率化を図り、更なる養護・教育の保育サービスの質の向上への取組に期待します。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>米子福祉会の経営理念・基本方針に基づき、保育の基本方針（目標）・目指す子ども像等が作成され、地域の潜在的な利用者ニーズや経営課題の分析に基づき、組織体制及び施設環境設備、保育運営における質の向上に向けた人材育成等の項目についての、中・長期的な方針（3ヶ年計画ビジョン）が策定されています。</p> <p>中・長期の大きな柱である重点項目が計画されていますが、中・長期等の到達点に向けての年度単位の進捗率の管理及び職員の取組む役割・機能等の担務等を組織が目指す方針が明文化され、職員の共有による取組が望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の経営事業目標及び施設運営に関する環境整備計画に基づき、当園の事業計画が策定され、毎月の事業運営の実施状況（事業報告等）成果・分析等による進捗管理が行われています。</p> <p>当年度の基本方針及び目指す子ども像への具体的な施策目標を掲げ、「保育の見える化」の取組みによる保育内容の言語化、安全・安心な保育（ヒヤリハット事例に学ぶ）、人材育成計画に基づき、到達目標や行動目標を明確にした保育の質の向上に向けた取組が行われています。</p> <p>また、保育園での日々の養育状況を保護者に理解していただく為のドキュメンテーション（見える化）の施策及びICT化の更なる改善・促進による業務効率化、災害に備えたハード・ソフト面の整備・改修、室内防音パネルの設置、庭園の全面芝化の整備等、中・長期的に改善・見直しを繰り返しながら保育内容及び環境の質の向上施策が、法人組織全体で取組まれています。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人としての事業運営方針及び施設運営に関する環境整備計画に基づき、当園の事業計画（養育計画、年間行事、施設環境整備等）が策定され、毎月事業報告が取りまとめられ、法人全体の園長会議において報告され、成果や課題・対策等が組織的に行われています。</p> <p>園長は、職員会議において、課題の分析・対策等の周知、職員の意見等をくみ取り、園全体での事業推進が行われています。</p> <p>年度末の園の自己評価及びクラス単位（集約）の自己評価（四半期単位4回）が行われ、事業運営の適正化（反省・見直し等）の取組みが組織的に実施されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>年度始めの保護者総会で、前年度の自己評価の結果を総会資料に添付し、事業計画と改善点等の説明が実施されています。</p> <p>また、入所説明会、入園式、遠足、保育参加日等に於いても機会がある毎に、保育理念・基本方針、保育目標に加えて、重要事業項目、年間行事、保育のデイリープログラム及び安全管理（緊急時対応等）、健康管理（健康診断等）、防災計画、苦情処理体制・意見・要望対応（意見箱の設置）、個人情報保護対策等の周知や説明が行われています。</p> <p>また、園だより、クラスだより、園長だより、保健だより、給食だより等の配布物を通じて、保育理念や保育方針等の保育の目的をお知らせして理解を頂く取組みが行われています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・基本方針の沿った「目指す子ども像」の事業計画（保育目標）を達成の実現は、保育の質の向上が不可欠であることから、園の課題を踏まえた全体的な計画の改善・見直しによる指導計画について、クラス会議・ケース検討会等で保育内容の振り返りによる自己評価が行われ、職員会議で共有しながら、園長及び職員間での検証や指導・アドバイスを反映する等の養育の質の向上に取組まれています。</p> <p>法人独自の内部研修、10園合同の年齢別（クラス単位）研修等で意見交換等が実施され、研修後は振り返りシートが作成される等、職員一人ひとりのスキル（知識・技術等）向上の取組みが計画に実施されています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>法人本部へ事業運営状況等、毎月報告され、園長会議で評価結果の分析や改善策等が話し合われます。</p> <p>評価結果の分析や改善策等を職員会議で共有し、課題については職員会議や年齢別会や委員会等で検証しておられます。</p> <p>当園全体の課題やクラス単位等の取組み方針を明らかにした改善対策に向けた取組みが実施されています。</p> <p>また、指導計画等のクラス単位の自己評価による成果分析・課題に対する改善施策をパート職員も含む全職員が共通認識した取組みが行われています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園の運営体制については、業務分掌表・業務分担表に明記し、役割と責務は明確にされており、年度初めの全体職員会で、園長は自らの責務と運営方針について明確に示されています。</p> <p>また、保護者に対しては、保護者会等の開催時に、園長より保育方針や有事の際の緊急時対応等の説明が行なわれ周知が図られています。</p> <p>園長不在時は、園長補佐に権限委任されます。</p> <p>地域とも積極的に関わられ、福米西小学校、福米東小学校、福米中学校、公民館、校区民運動会等の行事にも積極的に参加や交流を行い、保育園が目指す保育への理解に向けたと取組みが実施されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育制度の動向及び関係法令、リスクマネジメント等の研修に積極的に参加し、法人会議や園長会議でも情報の共有化を図りながら、遵守に努めておられます。</p> <p>園長が研修で得た知識を基に園内研修の実施、研修報告供覧等を行い、職員への周知が図られ、各種法令について理解し、日頃の業務及び運営に活かされています。</p> <p>虐待防止法・子どもの権利条約等については全体職員会時に全職員に周知徹底が行なわれています。</p>		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>年度当初に園長として、事業計画における「保育目標」について職員に説明し周知徹底が実施されており、職員一人ひとりの保育に対する“ふりかえりシート”（年2回）が行われ、自らの保育実践の良い点、課題点等の振り返りの取組みが行なわれています。</p> <p>月案・週案に対する自己評価（振り返りの記録）に対する評価も行われ、課題把握、改善対策が行なわれています。</p> <p>振り返りに必要な事務時間の確保について、職員の意見を取り入れ現場優先で実行できるようにしておられます。</p> <p>園長による、職員一人ひとりへの面談が年2回実施されており、指導・アドバイス等による保育サービス全体の質の向上に向けた取組みが行われています。</p> <p>研修については、全職員に知らせるようにし参加を呼びかけ、充実を図っておられます。また報告は職員会議、あるいは書類供覧で行い周知に努めておられます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>業務改善は、保育の質の向上に最も必要な課題であるため、その実行は法人全体の経営課題にもなっています。</p> <p>経営改善に関する対策は、職員からの要望や意見、保護者の意見等の分析、収集したデータを活用した対策等を園長会議で提供され、園運営の実施状況、施設環境等の整備、経営指標等の分析・対策等の検証が行われています。その結果については、職員会議で職員に共有化され、園が目指す取組みに向けて、経営の改善や行事の実効性が高められるよう周知や指導が行われています。</p> <p>具体的な業務改善の効率化として、「ICT情報化システム」の改善、「登降園管理受付」の運用等、法人全体で取組まれ、ICT化の導入に伴い、各種の記録書等の効率化による業務運営が進められています。</p> <p>日々の人員配置、職員の有給休暇取得には配慮し働きやすい環境を整えるようにされています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>福祉人材の採用確保については、広報誌、パンフレット、ホームページ掲載及びハローワークの求人募集、就職説明会等の取組みに加え、育成校で行われる説明会や実習生への声かけ、現職員による保育士紹介制度の取組みが行われています。</p> <p>定着については、個人面談、意向調書により要望や意見を把握するようにされています。</p> <p>「給与規程」及び職員の自己実現に向けた人材育成計画等の充実及び保育園運営の更なる魅力度アップに向けた各種施策の取組みに期待します。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人組織としての経営理念・保育理念・基本方針に沿った「期待する職員像」が明確化され、人材育成計画に基づくキャリアパス研修や意向調書、個人面談で本人の意向を掴むようにされています。</p> <p>定期的に月案・週案に対する振り返りに加え、日常業務の取組み状況の把握及び年度末の面談等が実施され、法人の人事基準に基づき、職員一人ひとりの業務実績の振り返り等から総合的な人事評価が実施されています。</p> <p>職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みを充実されることを期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職員への園長面談（年2回）による就業に関する意見・要望等の把握による就業に関する改善・見直し等の取組みが行われています。</p> <p>また、職員の就業状況については、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを把握し、有給消化や時間外管理が行なわれています。</p> <p>就業時間内に業務を完了させるための効率的な時間のやり繰り、人員配置を工夫され、ICT情報化システム導入により業務の効率化に向けて取り組んでおられます。</p> <p>職員の健康診断、メンタルヘルス、予防接種の実施や育児休暇、リフレッシュ休暇等の整備を行い、働きやすい職場づくりをめざしておられます。</p> <p>また、米子福祉会レクリエーション、職員旅行、各種慰労会、忘年会などが行われ、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みが行われています。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念、事業計画等で「期待する職員像」を明確にし、職員個々の「今年度の目標」を個別面談の中で確認され、それに向けたキャリアアップ研修を受け育成に向けた取組みが行なわれています。</p> <p>職員はキャリアアップ研修やその他の研修終了後、研修復命書や職員会議で報告を行い、研修の共有化が図られています。</p> <p>また、保育園運営のために必要な人材育成の為のOJTの取組みも行われています。</p> <p>年度末の職員の設定した目標に対して、定期的に面談を行い、目標達成度の確認が行なわれています。</p> <p>必要なスキルの習得や希望する研修の把握が行われ、職員一人ひとりの職能（階層別）に対応する研修計画が実施されています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成基本方針に基づき、法人が求める基本姿勢、保育に求める専門知識等の階層別到達目標及び行動目標が設定され、自己評価に対する園長の面談等による職員からの研修要望等の把握を反映させた研修計画が策定されています。</p> <p>研修後は、職員会議や書類回覧により研修内容等を全職員で共有されています</p> <p>法人組織10園の年齢別会議も開催され、同年齢の養育についての情報交換を踏まえた部内勉強会の実施による共通する課題の改善や対策等が行われています。</p> <p>職員への「期待する職員像」が明文化され、保育士の処遇改善をサポートするキャリアアップ研修制度の導入に沿った、職員一人ひとりと認識を共有した教育・育成研修が実施されています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>人材育成計画に基づき、職員一人ひとりの保育経験や知識、技術を把握し、階層別研修、テーマ別研修・職種別研修等の年間研修計画に基づく研修が実施されています。</p> <p>また、法人独自の新規採用研修（職場OJT研修含む）、主任保育士部会研修、保育士部会研修、「見える化委員会」及び行政からの要請研修等に対して計画的な参加が行われています。</p> <p>年度の階層別の目標達成に向け、職員が希望する研修に積極的に参加できるように、広く全職員に研修の情報を提供が行われ、研修後は、職員会議での伝達講習や報告書（復命）により、研修内容等を全職員へ共有されています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れマニュアルが策定され、職員間での実習生の受入れの意義等の共有が図られています。</p> <p>養成校への実習会議に参加し学校側との連携に努めておられます。</p> <p>保育現場での業務に携わるための計画的なプログラムに基づいた実習生の受入れ体制（園長補佐が担当）を整え、事前のオリエンテーションを踏まえた実習生の受入れの取組みが実施されています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・保育方針、保育目標が、施設玄関に掲出され、事業運営に関する事業報告（予算・決算状況含む）・事業計画・施設概要・施設案内等の具体的な保育のサービス内容（行事予定含め）等がホームページに掲出され、パンフレット・入園しおり、園だより、クラスだより等により保護者及び地域（公民館・小学校等）への情報提供が行われています。</p> <p>地域（近隣）、保護者等からの苦情に対する改善策等を個人情報に配慮する等、保育施設の玄関等のボードに表示、事業計画報告への掲載等の情報公開規程に沿った公表が行われています。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>米子福祉会の総括的な内部統制（毎月のチェック体制等）による財務管理、施設の経営・運営方針に基づいた事業が推進され、公認会計士による外部監査や社内監査の実施等による透明性の高い運営が実施されています。</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の推進に向け、定款、組織規程、保育所運営規程、就業規則等の社内規定（基準）、職務権限・責任等及び保育運営に於ける必要なマニュアル等の定期的な改善・修正等が行われ、各クラス単位に業務マニュアルが配置され、年度当初に職員に向けての説明が行われ、適正な保育運営が行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法人の基本方針である「家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもとに養護と教育を一体的に行う」に基づき、地域の老健施設や公民館行事（公民館祭への作品出展等）、小学校等の交流による地域の輪を広げる活動参加が行われています。</p> <p>子どもたちや保護者が活用できる社会資源情報及び地域のイベント情報等、子育てサークル情報等の案内依頼等を園内掲示板で紹介やパンフレットの配布が行われています。</p> <p>今後にも於いても地域行事等への参加や当園が地域との関わりについて明記されているパンフレット等の公民館等への配布を積極的に取組まれることに期待します。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れマニュアルに基づいて、受入れ窓口体制を整え、各種のボランティア、学校窓口等と調整を行い積極的に受入れ、園運営の活力につながられています。</p> <p>ボランティア参加者の受入れ記録簿等による参加者の把握が行われ、オリエンテーションによる注意事項、プログラム等の説明を行い受け入れられています。（福米・加茂中学校生の職場体験学習等が積極的な受入れられています。）</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育サービスに関する関係機関リストを作成し、職員にも周知されいつでも閲覧できるようにされています。</p> <p>また、定期的な関係機関との連絡会や情報交換が行われ、その内容についても職員と共有が図られています。</p> <p>特に、障がい児の対応で小児療育センターや虐待等権利侵害が疑われる子どもに対しては、要保護児童対策地域協議会の研修に参加し、家庭児童相談室、児童相談所と園長が窓口となり各機関との密接な連携が図られています。</p> <p>避難訓練は消防署とも連携を図り実施されています。</p> <p>園長は福米西小学校と連携した地域の子どもの育成に関する学校評議員及び要保護児童対策地域協議会の連絡会に参加し、今年度から福米中学校区における園長校長連絡会が発足し、養育に関する案件等、学期ごとに情報交換や協議が行われています。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a
<p><コメント></p> <p>地域への園庭開放日（毎月）や園行事への参加ご案内等、保育園が持つ機能を利用してもらう取組が行われています。</p> <p>また、園が開催する保育参加日等の「保護者向け子育て講演会」や各種行事には、地域の子育てサークルにも参加を呼びかけが行われています。</p> <p>地域の公民館行事や校区運動会等への参加等、地域との交流が行われています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズを反映した「産休明け保育」「乳児・低年齢児保育」「延長保育」等を積極的に取組まれています。</p> <p>福祉ニーズの把握活動として、地域の公民館、子育て支援サークルとの交流及び小学校評議委員会（公民館長、社会福祉協議会長・民生児童委員・学校長等との懇談会等）への参加による福祉ニーズ等の把握に基づいた保育運営への反映の取組が行われています。</p> <p>今後、この活動から生まれる保育園施設機能や知識・技術等が地域の期待に沿った取組が多く生まれることに期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>全国保育士会倫理綱領、法人が定める職務規定、行動規範や人権同和全体計画に基づき、子どもの一人ひとりの「子どもの最善の利益の尊重」「人権の尊重」を意識・行動規範等について、職員が理解するための業務ファイル等の整備や共有を図り養育支援の取組が行われています。</p> <p>特に 新規採用職員は、新人研修による人権擁護の理解を深める研修が行われ、中学校区人権同和教育推進協議会の研修にも参加されています。</p> <p>当園のめざす子ども像「自分や仲間を大切にし、協力し合う子ども」も掲げられています。</p> <p>子どもがお互いを尊重する心を育てるための養育を行うための職員が共通意識を持てるよう園内での人権尊重に関する勉強会が行われています。</p> <p>保護者に対しても、園だより、クラスだより、園長だより等も保護者との共通理解を得る取組が行われています。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者のプライバシー保護、子どもの虐待防止等の権利擁護についてマニュアルを作成し、職員には年度当初の全体職員会等で周知を図っておられます。</p> <p>園内外の人権の尊重に関する研修への参加等、子ども（保護者）の権利擁護に配慮した取組みも行われています。</p> <p>不適切な保育・育児について、共通理解を図るための「マルトリートメント研修」も実施されています。</p> <p>人権擁護のためのセルフチェックリストも活用されています。</p> <p>また、保護者に対しては、入所説明会や保護者会総会を利用しプライバシー保護について説明及び各種保育園資料等への写真掲出等に関する保護者の同意書による把握が適切に実施されています。</p> <p>各種行事等、SNS 等への投稿等におけるプライバシー侵害について警告され、協力を求められています。</p> <p>個別対応が必要な保護者に対する子育て相談室の配備や子どものトイレの仕切りが設けられるなどの配慮が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>ホームページ、広報誌、パンフレット、入園のしおりで園の保育理念、保育方針、保育の内容等がわかりやすく情報提供が行われています。</p> <p>利用希望者には、年間を通して随時見学を受入れ、入園のしおり、パンフレット等を使用しながら希望者個々に説明が行われています。</p> <p>地域に対する当園の保育理念や保育内容等の広報活動の推進（公民館等への広報資料の設置等）が望まれます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>入所希望者の面談時、入所説明会、入園式、保護者会総会等で「入園のしおり」「重要事項説明書」等で、保育の開始時の留意事項、園生活や行事等を説明される等、保育サービスについての情報を保護者等に対して積極的に提供されています。</p> <p>進級時にも園からの連絡だより、クラスだよりを保護者に配布して理解を得るよう取組まれています。</p> <p>保育設備の整備や、業務運営の改善、見直し等についても玄関の掲示や園だよりで保護者に周知し同意を得るようにされています。</p> <p>保育の 利用に関わる全ての 変更点について随時、保護者に手紙の配布や玄関掲示を通して周知が図られています。</p> <p>特に情報取得の手段が少ないと思われる保護者にも、不利益が生じないよう配慮されています。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育所の転園、退園にあたり、保育の継続性に配慮の手順として、保護者の同意を受けて、引継ぎ文書（法人統一書式）による申し送り等で保育の継続性を確保するために、変更先の保育園等へ引継ぎ資料の提供の対応が行われます。</p> <p>転園、退園後も、悩みや相談がある場合等は、職員（園長・補佐が窓口）による対応が行なわれます。</p> <p>要保護児童等の対象の場合、要保護児童対策地域協議会及び関係機関との連携による適切な引継ぎを行うこととしておられます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、日常的に子ども達の様子を確認しながら、満足度の確認されています。</p> <p>前期・後期2回の保護者アンケートでは、園の運営について保護者の率直な意見を頂き、検討改善が行われています。</p> <p>年度初めに保育の意向書をもとに個人懇談会を実施し、担任と保護者の共通理解が図られています。</p> <p>年度終わりの園評価は、年度初めの意向調査とあわせて、総合的満足度を把握する取組みとしておられます。</p> <p>定期的に行われる保護者会に園長が参加し、園運営について意見を頂くようにされています。また、園と保護者会が子どもの為に力を合わせていけるような取組みについて理解協力を得るようにされています。</p> <p>園長も率先して保護者対応を行い、園として登降園時の保護者とのやりとりや連絡ノートで、園への信頼度を確認されています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情受付マニュアルが作成されており、苦情相談体制（受付担当・解決責任者・第三者委員等）も構築されています。</p> <p>保護者に対しては、入園時に入園のしおり、重要事項説明書で苦情解決相談窓口について説明が行なわれています。</p> <p>苦情の対応については、申し出た利用者に不利益ならないように環境等配慮し、玄関掲示などで保護者により広く周知を図っておられます。</p> <p>また、苦情受付記録簿に苦情対応（内容、改善対策等）の記録が法人本部に報告され、法人組織10園全体が共有した苦情に学ぶ運営改善の取組みが行われています。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者に対して、入園説明会、保護者会総会、園だより（クラスだより）等で、登降園時の保護者とのやりとり、連絡帳での意見、要望等の収集を行い、いつでも困ったことや意見・要望を気軽に相談できる体制がある旨が説明され、玄関先に相談受付体制の掲示等が行われています。</p> <p>相談室を準備し、いつでも気軽に相談できる場を作り、入園説明会、保護者会総会等で保護者にも伝えておられます。</p> <p>意見箱も設置し（事務室からの死角コーナー）保護者等から意見や要望を出しやすい環境に配慮されています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決マニュアルの編成に基づき、苦情受付記録簿・職員の共有ノート等で園長へ報告され、職員にも共有が図られています。</p> <p>苦情・意見・要望等の内容に応じて、保護者と担当保育士、園長で速やかに話し合いの場を設ける等の即応的な対応や職員間での意見・要望に対する検討調整等が園長に報告後の保護者対応が行われる等、組織のトップに保護者の相談や苦情が必ず伝わる取組みが行われています。</p> <p>また、苦情・相談の回答等に時間を費やす場合は、保護者へ回答の遅れる旨の連絡等が行われています。</p> <p>保護者からの苦情や意見・要望等に対する検討結果等は、職員間で共有が行われ、必要に応じて園内に掲示（必要な場合の保護者同意）する等の公表が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル等が整備され、リスクマネジメント体制を構築されている。</p> <p>年度当初の体制見直し及びマニュアル等の周知が行われる等、組織的な安心・安全対策が取組まれています。</p> <p>職員による毎日の園内安全点検、遊具の安全点検、園庭整備、事故防止チェックリスト、ヒヤリハット報告書等、ヒヤリハット委員会等の点検による職員のリスクマネジメント研修への参加による安心・安全な園運営の取組みが行われています。</p> <p>また、交通安全指導や非常災害訓練（火災、風水害、地震、津波、不審者侵入等を想定）の実施計画による組織的な防災対策等の取組みが実施されています。</p> <p>リスクマネジメントに関する研修にも積極的に参加されています。</p> <p>非常災害訓練、防犯訓練、交通安全指導による安全教育を行うとともに、職員の緊急時対（AED講習、消火訓練、不審者対応訓練）の向上に努められています。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアル（感染症予防マニュアル・食事予防マニュアル・嘔吐物処理マニュアル）及び緊急時マニュアルが編成され、嘔吐処理研修（園内看護師による実技含む）、感染拡大予防対策等、各保育室・事務室に掲示する等、感染症予防・発生対策（レベル表に沿った消毒等含む）に向けた職員の危機管理意識の醸成が図られています。</p> <p>入園のしおり、重要事項説明書等にも、予防対策、発生時の対応方法、嘔吐処理方法や快復後の登園基準（保護者へのお願い）が示され、体制整備や対応の取組みが行われています。</p> <p>感染症発生時や流行時には、玄関ボードへの掲示版でのお知らせや保健だより等で予防対策や発生状況等の情報提供が保護者に対して行われています。</p> <p>更に、ホームページの掲出、園だより、保健だより等で感染症の発生状況や予防対策等、保護者への情報提供等による家庭での予防にも配慮する取組みも行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時マニュアルの編成に基づき、災害を想定した毎月災害避難訓練（火災、風水害、地震、津波等を想定）が行なわれています。</p> <p>また、消防署立ちあい等による総合訓練も年2回実施されています。</p> <p>避難経路図、自衛消防組織編成表を園内掲示されており、緊急時の避難体制（緊急連絡カード、防災頭巾、非常持ち出し袋等）の整備や備蓄等の管理をして災害時を想定した備えが行われています。</p> <p>毎日の施設内外の安全点検が実施され、地震等の災害時に施設設備の落下物・転倒物等の危険個所等の排除による子どもの安全確保の取組みも行われています。</p> <p>災害時の保護者に対する情報提供を行うための連絡システム（ホームページ、まちコミ、コミュニティ）を活用し、定期的な緊急時対応テストメールも実施されています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念・基本方針に基づいた保育業務手順書、乳児保育業務手順書及び各種マニュアルに加えて、全体的な計画が、年度当初の全体職員会で保育手順について周知が行われています。</p> <p>子どもの一人ひとりの発達状況に応じた指導計画書の作成による保育が展開されています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画について、年度末評価を行い次年度の全体的な計画へ反映されています。</p> <p>業務マニュアルを含む全てのマニュアルについても年度末に見直す仕組みが構築されており、年度末の保護者アンケートの収集や年間の苦情受付記録の意見・要望も反映する取組みも行われています。</p> <p>クラス単位の月・週日案等の振り返り（評価）の報告が、毎月の全体職員会議で実施され、職員間の意見交換及び園長等からの指導・アドバイス等により次の指導計画案作成に反映させておられます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>入園時には児童票に基づき保護者の思いも入れ聞き取りを行い、施設長、園長補佐、保育士、看護師、調理員等で家庭の状況や意向を確認するようにされています。</p> <p>指導計画は、全体的な計画に基づき作成し、責任者を設置されています。</p> <p>また、障がい児保育に関しては、療育センター、こども相談課、巡回相談等、支援の必要な家庭については、家庭児童相談室、児童相談所、家庭支援センターとの連携し個別指導計画を策定され、保育にあたられています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画については、クラス単位で毎月末、評価・見直しをしたものを、主査、園長、園長補佐が確認して必要に応じ指導、助言しておられます。</p> <p>見直し事項については、職員会議で報告されます。</p> <p>0歳児については、調理員（離乳食の進め方、アレルギー対応）等、関係職員も含めて週単位で個別の指導計画を見直しておられます。</p> <p>個別指導計画の緊急な変更等、必要性が発生した場合は、評価・見直し時期に関係なく見直しを実施することとなっている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>法人全体の様式が統一化されおり、記録は保育業務の簡素化が図られているなか、タブレット等も利用し効率的に進めておられます。</p> <p>保育日誌の記録はクラス単位で見直し後、クラスの状況、子どもの状況を職員会議の場で報告し、職員間での共有を図っておられます。内容については施設長・園長補佐等から指導、助言を行っておられます。</p> <p>月の指導計画・週日案記録簿等の計画書類、また出席簿等は効率化を目指しICT情報化を導入し取り組んでおられます。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>個人情報に関するマニュアルを整備し、個人情報の漏えい等、職員は情報保護の重要性を認識されています。採用時には、全職員「誓約書」の提出も求められています。</p> <p>各種の情報資料は、施錠できる書庫等への保管を徹底し、書類の処分は法人による書類保管年数指定に従い、年度末あるいは随時処分されています。</p> <p>保護者に対しては、入所時に個人情報の取り扱いについて説明し同意を得るようにされています。保護者会総会時にも説明を行い、個人情報の取り扱いに対して注意協力を求めるようにされています。</p> <p>入園時に園だより等への写真の掲載についての許可も保護者より得ておられます。</p>		

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>保育所保育指針、児童憲章、子どもの権利条約、児童福祉法に基づき、保育理念・保育目標・保育方針を反映させたクラス担任から挙げられた年齢別の計画を園長、園長補佐で確認、見直しをされ全体的な計画の編成が行なわれています。</p> <p>年度末保護者アンケートを行い、家庭の状況や、保護者の思いを把握し、また、年度末の当園の全体的な計画に対する自己評価や園評価を基に、新年度の全体的な計画の見直しが実施されています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>園舎の改築により窓も広く、採光も良く、明るい室内です。広い廊下（テラス）があり、天候の悪い時でも子どもたちが室内でものびのびと過ごせるような配慮をされています。また、園庭の芝生化もされ、広い園庭で遊具も使いながら、子どもたちが遊べるようにされています。</p> <p>絵本コーナーや廃材、段ボール箱を利用した工作や絵画による思考の連想が広がる静と動のバランス等を考慮した子ども一人ひとりの多様性を引き出すための環境が整備されています。</p> <p>職員による園内の安全点検が毎朝安全点検記録簿を基に危険防止対策の取組みが実施されています。また、衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理や感染症対策が行われ、清掃が行き届いた清潔感を感じる環境の中で子どもが心地よく安心した生活を過ごせる環境が整備されています。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の目指す保育理念に基づき、一人ひとりの受容を心がけておられます。</p> <p>日々子ども達の様子を把握し、一人ひとりに合った（子どもの性格によりなかなか自分から保育士に言い出せない内気な子等）言葉かけや、対応を心がけておられます。また、発達過程を解理することにより保育士が同じ視点で援助できるように努めておられます。</p> <p>大きな声やせかさず言葉を不用意に用いないようにする等、日々の保育で心がけていきたいこと等、園全体で共通認識を持つために、職員会議、研修報告等で全職員へ周知が図られています。保護者に対して、園での生活習慣への取組みや保育園での子どもの養育状況等の報告・意見交換（連絡ノート、登降園時等）が組織的に意識的に行われています。</p> <p>子どもの人権を尊重し、自己肯定感や愛着関係が構築できる関わりに努められています。</p> <p>全体職員会でマルチトメント研修が行われ、職員の共通理解と質の向上が図られています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達過程（一人ひとりの育ち）を把握による指導計画に沿って、一人ひとりの子どもそれぞれに適応した生活習慣（食育、歯磨き、トイレ、衣服の着替え、手洗い等）に加えて、給食当番、トントン当番、お手伝い等）を身に付けるための取組みが行われています。</p> <p>また、交通安全指導（交通ルール等）、非常災害訓練（毎月）、食育指導（毎月）、おかたづけ、トイレ後の戸締りや次の人が履きやすいように脱いだスリッパを揃える等、子どもの身体が自然に動き、その大切さを理解して行くための言葉かけや見守りによる援助が行われています。</p> <p>子どもの基本的な生活習慣は、日常における保育園での援助による習慣づけに加えて、家庭でも同様な取り組みが有効であることから生活習慣及び子どものしつけ等が発達過程に沿って行われるための家庭支援の工夫（アドバイス等）に期待します。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>個性的で豊かな表現力（七夕祭り・作品展）や友達と協力した活動（運動会・生活発表会等）、食事当番活動等による自発性・協調性を学び及び園庭での外遊び（散歩含む）やマラソン、近隣の公園を利用したのびのび遊び、室内でのリトミックによる五感の発達や仲間と共に楽しく身体を動かし、生活リズムや聴く力を育てる活動や絵本コーナ（文庫）での絵本読み、お絵かき、折り紙、廃材や段ボール等での工作等ゆったりと考え、静かに過ごす場が整備され、生活の中での静と動のバランスを考慮した子どもが主体的に自分で選んで遊べる環境が整備や工夫が行われています。</p> <p>また、戸外遊びや菜園活動による野菜づくりなど直接的な体験をする中で、子どもから出た言葉（楽しい）や発見（興味・おどろき）を大切にする養育が行われ、なかよしデー（毎月の異年齢保育）・延長保育（異年齢）及び地域の公民館、小学校などの身近な地域の人達とつながりが持てる取組みが行われています。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>乳幼児の養護環境として、冷暖房（空調）完備及び安全・安心な保育室内や衛生面に留意した環境の整備が行われている。</p> <p>全体的な計画に基づき個別指導計画が策定され、月・週日案の毎週の振り返りや見直しが行われています。</p> <p>日常の乳児保育は、愛着関係を重視した応答的（笑顔・喃語等）なかかわりを心掛けておられます。</p> <p>乳児担当職員が早朝・長時間保育への体制確保による配置が行われ、子ども・保護者が安心して過ごせるようにされています。</p> <p>保護者との連携（毎日の朝夕の連絡帳や生活の様子を伝え合う及び保護者からの相談等への丁寧な対応の実施）を密にした信頼関係構築の推進による取組みが行われています。</p> <p>安心・安全最重視（乳児生活SIDSチェックの徹底：0歳5分間隔、1歳～2歳10分間隔）の取組みが実施されている。</p> <p>0歳児のSIDSチェックは5分ごとに行い、記録し、保育環境も床暖房、冷暖房完備で安全面、衛生面に特に留意し、発達過程を踏まえた安心、安全な保育ための取組みに力を入れておられます。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づいた発達過程に応じた個別指導計画が策定され、子ども一人ひとりの特性に合った生活習慣等が身に付けられる援助と自分がやろうとする気持ちを尊重にした受容と共感を持ちながら、継続的な信頼関係が築けるようにされています。</p> <p>子ども一人ひとりの発達過程における生活習慣（食育、歯磨き、トイレ、衣服の着替え、手洗等）の習得状況の把握しながら、自分でやりたい自立心の芽生え、意欲的な遊び等に保育士が関わるようにされています。</p> <p>発達上の特徴から発生するトラブル（ケンカ等）については、クラスだより等を通して保護者にもその時期の特徴を理解してもらう工夫の取組みも実施されています。</p> <p>毎日の登降園時のやり取り、連絡ノート等で意見・要望・相談等の聞き取りに加えて、ドキュメンテーションによる保護者への保育の理解と情報交換の機会として取組みが進展しています。</p> <p>1歳児のSIDSチェックは10分おきに行なわれています。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に基づいた発達過程に応じた指導計画が策定され、クラス単位の月週日案の振り返りによる改善・見直しや支援シート、アプローチカリキュラム等が作成に沿った養護と教育の一体的な保育の取組みが行われています。</p> <p>法人10園全体の取組みとして、新保育指針に掲げられた5領域の成長目標及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧数や図形、標識や文字などへの関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現）」を連動させたドキュメンテーションやクラスだよりを活用し保護者へ保育内容やねらいについて発信されています。</p> <p>園児それぞれが自我の目覚めや表現する力が備わり、集団の中で自分の力を発揮しながら友だちとの遊び通じての仲間を大切にする意識が芽生え、運動会、生活発表会や作品展への出品等の目的に対して力を合わせ協力し、達成感を感じる等の集団生活に積極的に係わる子ども達に成長できるよう取組みが行われています。</p> <p>遊びの中から学ぶことの意味を伝える「今日の保育」の掲示を通して、職員自身の質の向上及び保護者との共通理解につなげる保育も展開されています。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者と情報交換を行いながら、障がい児に対する個別指導計画が策定されています。</p> <p>障がい児加配保育士を配置し、個別計画のもと家庭・専門機関（療育センター、こども相談課、嘱託医等）と連携を持ちながら、保育が行なわれています。</p> <p>また、かかわり方について、全体職員会で共通理解を持つようにされています。</p> <p>安心して生活できる保育環境として、園内のバリアフリー化、多目的トイレの設置等が整備されています。</p> <p>また、保育所におけるプライバシー保護規定に基づいた養育援助が行われている。</p> <p>外部の障がい児保育研修の他にも、法人独自の障がい児保育研修で支援グッズの作り方を学び実践に役立てておられます。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>早朝・夕方等の延長保育が行われ、保育士間の引継ぎ情報記録（視診簿及び伝達ノート）の作成が行われ、登園時から降園時までの1日を通した連絡事項が記録に基づき保護者に伝わる仕組みとなっています。</p> <p>家庭的な雰囲気の中で過ごすことができるように、合同で過ごす時間を調整しながら、異年齢での係わりも持てるように工夫されています。異年齢保育での延長保育では、絵本の読み聞かせ、外遊び、内遊び、歌遊び等、子ども達が落ち着ける環境に配慮した保育が行われています。</p> <p>保育時間が長い子どもやアレルギー除去食を必要とする子どもに対しては、おやつ等にも配慮した取組みが実施されています。</p>		

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>就学前の児童への小学校のスタートカリキュラムに連動するアプローチカリキュラム等を小学校と保育園とで作成され、夏季の小学校職員来園の交流及び就学前には小学給食見学も実施される等、小学校就学後の生活に見通しが持てるようにしておられます。</p> <p>年長児は地域の小学校との交流により、小学校へのスムーズな移行ができるようにしておられます。</p> <p>また、本年度からのオープンスクール開催によって、子どもや保護者が小学校への見通しが持てるようになりました。</p> <p>就学前の児童の一人ひとりの発達状況（特性、健康状況等）の現状が把握され、保育所児童保育要録及び支援シートが作成され、引継ぎの会（保護者面談）等で保護者の要望や同意を踏まえた記録等が小学校へ適切に届けられています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルもあり、子どもの一人ひとりの健康状態や集団の状況を確認し、食事や過ごし方については状態に合わせて柔軟に対応されています。</p> <p>保健衛生（衛生委員会）に関する担当者として看護師が配置されており、子どもの健康管理（保健計画）の取組みが実施されています。</p> <p>登園時（体温や健康状況等視診含む）、連絡ノートを利用した子どもの健康状態の把握や保護者から既往症や予防接種の情報を聞き、職員が共有し対応されています。</p> <p>乳幼児の健康観察、乳幼児突発死症候群（SIDS）対策は、安心・安全な対応が日々適切に行われています。</p> <p>子どもの感染症等に於ける嘔吐時の対応訓練の実施及び園内の感染症の発生状況を玄関の連絡ボードで知らせ、「保健だより」にて地域の発生状況、対応策等をお知らせする等、感染拡大予防の取組みが行われています。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>内科診断（年2回・新入園児年3回）、歯科検診（年1回）、耳鼻科検診（年1回）、尿検査（年2回）等が行なわれ、結果については、職員間で共有し、保護者に知らせておられます。</p> <p>受診の必要な子どもの受診勧奨も行っておられます。</p> <p>また、園の看護師よりの歯磨き指導を受け、日常の歯磨き指導にも活かし、保護者への啓発も行っておられます。</p>		

A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所時の保護者からのアレルギー疾患や慢性疾患等の聞き取り、医師からの指示書提出のもと、一人ひとりに応じた対応が行なわれ、必要な場合代替食も準備されます。(入園のしおりにも記載されています)</p> <p>法人組織として、給食・食物アレルギー児対応マニュアル、食物アレルギー事故予防対応マニュアル、食物アレルギー事故緊急対応マニュアルに加えて、食中毒予防対応マニュアル、感染症予防マニュアル等々の編成に基づき、食事アレルギー児の対応は医師の指示に従い、保護者、看護師、保育士、調理員とで話し合いが行われ、除去食の確認方法の対策、食べる場所の工夫やトレーや食器類の峻別による除去食対応対策等の取組みが行われています。</p> <p>また、年度末のマニュアル見直し等による職員周知及びアレルギーや慢性疾患等の研修に積極的に参加され、必要な情報や知識を職員会議等で共有が図られています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>食育計画に基づき毎月食育指導の日が設定され、子どもたちへ健康な心身をつくる為の食事の大切さや食事の楽しさ、食事マナー等を学ぶ食育の取組みが行われています。</p> <p>食育指導・菜園に関する担当(委員会)の計画に基づき、畑やプランターでの菜園活動(さつまいもや各種野菜作り調理して食べる等)を通して、食への関心を深める取組みも行われています。</p> <p>調理員と保育士との情報交換(給食会議、残食チェック等)が行われ、米子市の献立表に沿った子どもの健康を考え、自然素材や味覚の形成及び季節感のある旬の食材を利用した食事が提供されています。</p> <p>また、「おにぎりデー(毎月)」「ピザパーティー」「ちまきづくり」「もちつき」「ひなまつりお茶会」等や保護者の給食参観日(試食会)等の機会を捉えて、地産地消の食材を使った給食の様子や献立レシピなどの提供が行われています。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>調理員は、子どもたちが美味しく、楽しく食べている様子の確認や子どもたちと一緒に会食をする等、子どもたちの嗜好の傾向を把握(残食記録等)した献立に反映させておられます。</p> <p>また、担任との連携により一人ひとりの発育状況・体調を考慮した、調理方法を工夫されています。季節感のある食材や行事食も取り入れておられます。</p> <p>離乳食の移行期は、保護者、保育士、栄養士、調理員と連携され個々の発達に応じた離乳食の進め方の検討、提供が行われています。</p> <p>給食衛生管理マニュアル・食中毒予防マニュアル等に基づき、適切な衛生管理が行われています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長を始めとする職員と保護者が、保育の意図や子どもの発達について共通理解を図るとともに、保育参加日や行事を通して成長をともに感じあい共有できるよう心掛けておられます。</p> <p>日常の保護者との情報交換は、登降園時や連絡ノート（未満児は毎日、3歳～5歳児は、必要がある都度等）の活用、電話連絡、個人面談等が行われ、保護者との信頼関係確保の取組みを重要視しておられます。</p> <p>個人懇談による子育て支援、保育参加、給食参観日、親子遠足、七夕の集い、運動会、発表会等の機会を通じた情報交換も行われています。</p> <p>各種行事や日常保育の様子については、玄関に設置してあるドキュメンテーションを使ったクラスだよりを随時掲示し保育の意図や内容を伝えておられます。</p> <p>園だより、クラスだより園長だより等も活用し保護者等にお知らせされています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登降園時や連絡ノートの活用、電話連絡、個人面談等の活用による保護者の変化に対する声かけや保護者の悩み、不安に寄り添う子育て相談の支援が適時行われています。</p> <p>保護者に対して、子どもの発達の見通しを持ってもらえるよう、年齢ごとの発達の特徴や個々の育ちには差があることなどをクラスだよりや園長だよりを通して提供し、子育てが安心してできるように支援しておられます。</p> <p>保育参加日や給食参観日が開催され、保護者と子どもの発達や子育てについての共通理解を深める機会も設けられています。</p> <p>保護者等の就労や子育ての悩みや個々の事情を考慮する等、クラス単位に職員が複数体制であることから一人で判断できないような内容については、他の職員や園長等への相談による保護者支援が（職員会で共有含む）行われています。</p>		

A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>虐待対応マニュアルを作成し、職員に周知することで早期発見に努めるようにされています。年度末の見直しも行われ子どもへの虐待防止や権利侵害等の取組みが行われています。</p> <p>なお、家庭での虐待等権利侵害の早期発見の取組みとして、送迎時の子どもの様子や視診や衣服の着替え等による不自然なキズ等の気付き等については、写真に記録及び記録ノートの記載し、園長報告による対応が行われることとなっています。</p> <p>特に、ネグレクトに関しては分かりにくいので、より注意して取組んでおられます。</p> <p>また、特別な配慮の必要な家庭は、児童相談所、家庭児童相談室等との情報のやりとりをして共有化を図り、連絡体制を整えておられます。</p> <p>虐待防止、子どもの権利擁護等についての関連の研修には積極的に取組まれ、職員会議で研修報告を行い周知徹底が図られています。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 職員の資質向上		
A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>毎日の記録を通して、自らの保育実践の振り返りを（自己評価）行っておられます。</p> <p>月案、週案については、保育士個々による振り返りを行い、クラス単位でも振り返りが行なわれています。</p> <p>2018年に法人全体で、「養護と教育が一体保育」の自己評価等の在り方等の試行錯誤による取組みがスタートしました。</p> <p>年2回の自己評価を定期的に行い、子どもの育ちや保育を振り返る機会にしてされています。その結果がそれぞれの気づきや改善点に結びつき保育に生かすようにされています</p> <p>自己評価の結果を踏まえて、園内研修を行い、学び合いの場を持っておられます。</p> <p>また、保育士等の自己評価に加え、行事ごとの振り返りや気になる子のカンファレンス等で、個々の保育士の専門性を高め園の保育全体の質の向上につながるようにしておられます。</p>		